丸の内病院院内感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、ケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、「スタンダードプリコーション」「経路別予防策」の観点に基づいた医療行為を実践します。

個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に対して迅速に対応することを目指します。また、院内感染が発生した事例については、速やかに把握かつ、評価をして、事例を発生させた感染対策上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善致します。また改善が見られない場合は外部機関「信州インフェクションコントロールシステム」から支援を受け改善に努めます。

更に、院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して患者に頼される医療サービスを提供して、医療の質向上に寄与することを基本姿勢とします。こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行います。

2. 院内感染対策委員会、組織に関する基本的事項

病院各部の職員が職種横断的に協力し、予防や対策を効果的に行っていく組織として「感染対策委員会」を設置します。また、院内感染の現状把握に努め、活動の中心として「ICT:Infection Control Team」を設置します。

3. 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

研修会・講習会を年 2 回以上開催しています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出を行います。検査課は耐性菌週報、感染情報レポート月報の作成を行い感染対策委員会へ報告します。また ICT は週 1 回院内ラウンドを行い、リスク事例の把握、評価、周知、対策指導を行っています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染が発生した場合には、発生部署責任者が「感染症発生時の対応と報告体制」によって ICT へ連絡をし、二次感染の予防、治療の方針・指示を行います。

6. 当院の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

患者との頼関係を築くため、積極的に情報開示を行います。また、患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応じるものとします。

7.その他

「感染対策規程」の定期的な見直し･変更を行っております。

職員自らが感染源とならないため、定期健康診断を年 1 回以上受診し健康管理に留意いたします。